

(土地の形状の変更、竹木の植栽、竹木の伐採)

1 河川の名称

2 行為の目的

3 行為の場所及び行為に係る土地の面積

4 行為の内容

5 行為の方法

6 行為の期間

〔備考〕

- 1 「(土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採)」の箇所には、該当するものを記載すること。
- 2 「行為の内容」の記載については、次のとおりとすること。
  - (1) 土地の形状を変更する行為にあつては、掘さく、盛土、切土その他の行為の種類及び掘さく又は切土の深さ、盛土の高さ等を記載すること。
  - (2) 竹木の栽植又は伐採にあつては、竹木の種類及び数量を記載すること。
- 3 「行為の方法」の記載については、次のとおりとすること。
  - (1) 機械を使用して土地の形状を変更する場合にあつては、その機械の種類、能力及び数を記載すること。
  - (2) 行為に係る土石等の搬出又は搬入の方法及び経路を付記すること。
- 4 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

〔記載要領〕

第 25 条及びそれに伴う第 27 条の許可（河川管理者が管理する土地に係る者に限る）については、本葉でなく、乙の 3 によること（河川法施行規則第 13 条）。

- 1 河川の名称 水系名、河川名、左右岸の別を明記すること。
- 2 行為の目的 「土石採取のため」「排水路の開削のため」等具体的に記載すること。
- 3 行為の場所
  - ① 「字〇〇番地先」まで明記すること。
  - ② 左右岸にまたがる場合は、左岸右岸に分けて記載すること。
  - ③ 当該行為が数個の「字」にわたる場合は、原則としてそのすべてを記載し、数個の地番にわたる場合は、「字」ごとに代表的なものを記載すること。
- 4 行為に係る土地の面積 河川管理者が権原を有する土地及びそれ以外の土地とに分けて記載すること。